

労働金庫電子決済等代行業者との契約内容

労働金庫連合会の会員である当金庫は、労働金庫電子決済等代行業者が当金庫に係る電子決済等代行業を営むことについて、「労働金庫法」（以下、「法」といいます。）第 89 条の 8 第 1 項の同意を行っております。

労働金庫連合会が労働金庫電子決済等代行業者との間で同項に定める契約を締結し、法第 89 条の 8 第 4 項の通知を受けたことから、同条第 5 項に基づき、当該契約内容の一部を下記のとおり公表いたします。

< 契約内容および契約業者名 >

https://www.rokinren.com/denshikessai_contract_document.html